

厚岸町水道事業告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により事業を廃止した給水装置工事事業者の指定の取消をしたので、厚岸町水道事業給水条例施行規則（平成10年規則第22号）第7条により告示する。

令和2年3月31日

厚岸町長 若 狭



1 指定給水装置工事事業者名

指定番号	指定給水装置工事事業者名	住 所	電話番号
24	有限会社岩田土建	釧路市昭和町4丁目 16番6号	0154-51-1767

2 指定廃止年月日 令和2年3月31日